

代理店経営情報

シンニチ代理店版

代理店の永続的な発展を支える方法 本当の意味で見込客を増やす マーケティング活動

前回は、「循環型セールス」について解説をスタートしました。今回は「循環型セールス」のプロセスについて詳しく説明します。

「循環型セールス」は、お客さまとの信頼関係を構築し、本場の意味での見込客を増やしていくマーケティング活動です。一見、まわりくさい方法のように思えるかもしれませんが、このマーケティング活動が代理店の永続的な発展を支えているのです。

損保代理店の営業活動の主軸である満期更改で

お客さまを訪問した際の「循環型セールス」のプロセスを中心に解説していきます。

満期更改で訪問した際の手順は、次のようになります。(図表参照)

まず、最初に、本日のお手続きの流れで、会社案内以降の手続きの順番を説明し、お客さまの同意をいただきます。

本日の商談の流れ(称「お手続きの流れ」)を組み立て、お客さまに商談のステージが上がっていただけるよう、この際にもなお社案内をお聞きいただきます。

このお手続きの流れは、お客さまへの思いを基にしっかりと、その「いきさつ(経緯)」と目的を説明し、了承をいただきたいうえで、会社案内を実施させていただきます。

会社案内が終了したら、今回満期となる契約の更改手続きを行います。お客さまの意向把握を先に行います。意向把握は、満期を迎える契約に関する以外で、約にお客さまの保険加入に関するお考えなど戦略的にどのようなことをヒアリ

満期更改で訪問した際の手順

1. 本日のお手続きの流れ
- ↓
2. 会社案内
- ↓
3. 意向把握
- ↓
4. 満期更改手続き
(意向確認・重要事項説明等を含む)
- ↓
5. 場の設定
- ↓
6. お役立ち情報の提供
- ↓
7. 終了の宣言

ンクするの、工夫が必要であると思います。

更改手続きが終了したら、最後に10分程度の時間をいただき、情報提供を行います。

この情報提供を行うには、なぜこの話をお聞きいただいたのか、聞いていたための「場の設定」が必要になります。

「詳細は後述しますが、お手続きの流れを減らす効果があります。そして、3分〜5分程度の時間をいただいで社案内を行います。

この際にもなお社案内をお聞きいただきます。このお手続きの流れは、お客さまへの思いを基にしっかりと、その「いきさつ(経緯)」と目的を説明し、了承をいただきたいうえで、会社案内を実施させていただきます。

会社案内が終了したら、今回満期となる契約の更改手続きを行います。お客さまの意向把握を先に行います。意向把握は、満期を迎える契約に関する以外で、約にお客さまの保険加入に関するお考えなど戦略的にどのようなことをヒアリ

「感謝・いきさつ・目的」の承諾という手順があります。

更改手続きが終了した後の場合は、感謝から始めます。

①感謝
「本日は、自動車保険のご継続をいただき、ありがとうございます。ありがとうございました。」

②いきさつ
「実は、お客さまから最近の保険は複雑でよく分からないという話を伺っておりまして、そんな時、私たちが保険のプロの立場から考える保険の選び方をお話すると、結構参考になった喜びをいただきました。ありがとうございます。」

③目的
「そこで少しでも多くのお客さまのお役に立ちたいと思います。」

この続きは、次回に解説させていただきます。

「感謝・いきさつ・目的」の承諾という手順があります。

更改手続きが終了した後の場合は、感謝から始めます。

①感謝
「本日は、自動車保険のご継続をいただき、ありがとうございます。ありがとうございました。」

②いきさつ
「実は、お客さまから最近の保険は複雑でよく分からないという話を伺っておりまして、そんな時、私たちが保険のプロの立場から考える保険の選び方をお話すると、結構参考になった喜びをいただきました。ありがとうございます。」

③目的
「そこで少しでも多くのお客さまのお役に立ちたいと思います。」

この続きは、次回に解説させていただきます。

「感謝・いきさつ・目的」の承諾という手順があります。

更改手続きが終了した後の場合は、感謝から始めます。

①感謝
「本日は、自動車保険のご継続をいただき、ありがとうございます。ありがとうございました。」

②いきさつ
「実は、お客さまから最近の保険は複雑でよく分からないという話を伺っておりまして、そんな時、私たちが保険のプロの立場から考える保険の選び方をお話すると、結構参考になった喜びをいただきました。ありがとうございます。」

③目的
「そこで少しでも多くのお客さまのお役に立ちたいと思います。」

この続きは、次回に解説させていただきます。

選ばれる地域No.1 代理店づくり!

セブンスターズコンサルティング株式会社
代表取締役 佐々木 篤史 70
シニアコンサルタント 平野 芳生

ランテスター屋敷事務所、情報提供型の情報心理学を基にした循環型セールス、営業スキル研修の3つの柱を基に保険/代理店/保険/営業/マーケティングに「売れ続ける仕組みづくり」の経営戦略をコンサルティングとして活動中。NPO(法人)ランテスター協会(理事)認定インストラクター、一般社団法人 経営戦略事業推進機構(専任理事)、NPO(法人)シスターズネットワーク(シニアコンサルタント)協会、一般社団法人 日本内閣監査協会 会務内閣監査士(11A会員)、全米NLP協会認定マスター・ブライディング・コーチ。

「循環型セールス」のプロセス

従業員の転籍に伴う契約の処理

契約者・死亡保険金受取人を関連会社に変更

Q 当社では、関連会社のテコ入れをするため、当社の役員Aを6月に転籍します。当社を契約者・死亡保険金受取人、Aを被保険者とする終身保険に加入しています。今回転籍するにあたって、この契約の契約者・死亡保険金受取人を関連会社に変更したいのですが、この場合、当社はどのような処理を行えばいいのでしょうか。なお、関連会社へは有償で渡す予定ですが、どのような処理を行えばよろしいのでしょうか。また、無償で移す場合も含めてご教示ください。

譲渡金は契約の評価額、差額は寄附金にされる場合も有償で譲渡するケース

1. 転籍前法人の処理

まず、譲渡するまでのご質問者の当該契約の保険料処理をみますと、これまで役員Aが被保険者とする終身保険の保険料は、支払の都度「保険料積立金」として資産に計上してきています。今回、この契約を関連会社に移すにあたって、この保険料積立金を取り崩す必要があります。この時「配当金積立金」が資産計上されておれば合わせて取り崩します。

そして、譲渡金からこれら保険料積立金および配当金の合計額を差し引いた差額がマイナスであれば雑損失(借方)、プラスであれば雑収入(貸方)を計上することになります。＝経理処理1(譲渡代金と保険契約の評価額が同額である場合の処理例)。これによって、転籍する従業員の契約にかける資産計上はなくなります。

なお、譲渡代金としては、変更時の解約返戻金(積立配当金等を含む)と一般的に考えられていますが(所得基本通達36-37)、転籍後法人が支払った譲渡代金より変更時の保険契約の評価額(解約返戻金及び積立配当金、前納保険料)が大きいときは、転籍前法人の低額譲渡となり、その差額が税務上、寄附金となることから、変更時の保険契約の評価額をもって譲渡代金とすることが望ましいと考えられます。

2. 転籍後法人の処理

一方、転籍を受け入れた法人は、変更時の保険契約の評価額を資産に計上(解約返戻金を保険料積立金に、積立配当金は配当金積立金に計上)します。新たに資産計上することになった額から支払った譲渡代金を差し引いた差額がプラスであるときは雑収入(貸方)、マイナスのときは雑損失(借方)を計上することになります。＝経理処理2(譲渡代金より資産計上額が大きかった場合の処理例)。

なお、譲渡代金より変更時の保険契約の評価額が小さい場合は、転籍先法人の高額買入れとされることがあります。その場合は、適正価値との差額が税務上の寄附金となる可能性があります。したがって、変更時の保険契約の評価額をもって譲渡代金とすることが望ましいと考えられます。

無償の場合は転籍後法人への寄附金。転籍後法人は全額を雑収入に計上

1. 転籍前法人の処理
転籍前の法人は、資産に計上していた保険料積立金(配当金積立金を含む)を取り崩します。

この場合、譲渡時の保険契約の評価額(解約返戻金と積立配当金、前納保険料)は税務上寄附金とされます。また、資産の取崩額から保険契約の評価額を差し引いた額がプラスのときは雑損失(借方)、マイナスのときは雑収入(貸方)を計上することになります。＝経理処理3。

2. 転籍後法人の処理
一方、転籍後法人は、保険契約の評価額のうち、解約返戻金額を保険料積立金に、積立配当金を配当金積立金に資産計上し、その合計額を雑収入として益金に算入します。＝経理処理4。この雑収入の金額は、転籍前法人の寄附金とみなされる金額と同額となります。

なお、有償、無償のいずれのケースでも、被保険者である役員・使用人に対する課税関係は生じません。

知ってトクする 1195 税務情報

1. 有償の場合

●経理処理1(転籍前法人の処理)

現金・預金(注1)	×××	保険料積立金	×××
雑損失(注2)	×××	配当金積立金	×××

(注1) 譲渡代金
(注2) 現金・預金から保険料積立金・配当金積立金を差し引いた金額がマイナスとなった場合

●経理処理2(転籍後法人の処理)

保険料積立金	×××	現金・預金	×××
配当金積立金	×××	雑収入(注)	×××

(注) 新たに資産計上することとなった額(解約返戻金は積立配当金に、積立配当金は配当金積立金に)から譲渡代金を差し引いた金額がプラスとなった場合。

2. 無償の場合

●経理処理3(転籍前法人の処理)

寄附金	×××	保険料積立金	×××
雑損失	×××	配当金積立金	×××

●経理処理4(転籍後法人の処理)

保険料積立金	×××	雑収入(注)	×××
配当金積立金	×××		

(注) 転籍前法人の支出金額と同額で、寄附金とみなされる金額。